

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176 1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位	日割の場合 39 単位 39 1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349 1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		2349 単位	日割の場合 77 単位 77 1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13	イ 1週に2回を超える程度の場合	(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727 1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		3727 単位	日割の場合 123 単位 123 1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位 287 1回につき
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 179 単位 179 1日につき
A2 2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220 単位 220 1日につき
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位 163 1日につき
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算 -12 1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1 単位減算 -1 1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算 -23 1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1 単位減算 -1 1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算 -37 1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1 単位減算 -1 1日につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算 -3 1回につき
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位減算 -2 1日につき
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算 -2 1日につき
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算 -2 1日につき
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算 -12 1月につき
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	1 単位減算 -1 1日につき
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算 -23 1月につき
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1 単位減算 -1 1日につき
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算 -37 1月につき
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	1 単位減算 -1 1日につき
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算 -3 1回につき
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位減算 -2 1日につき
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算 -2 1日につき
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算 -2 1日につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算 1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算 1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算 1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算 1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算 1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算 1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算 1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算 1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算 1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算 200 1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算 100 1月につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算 200 1月につき
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算		ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算 50 月1回限度
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算 1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅠ	イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅡ		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅢ		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅣ		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅤ		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅥ		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 183/1000 加算
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅦ		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅧ		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅨ		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅩ		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 138/1000 加算
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅪ		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅫ		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅬ		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅭ		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

市町村が2パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
種類	項目									
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき			
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割			1176 単位	日割の場合	39	1日につき		
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき		
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割			2349 単位	日割の場合	77	1日につき		
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき		
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割			3727 単位	日割の場合	123	1日につき		
A2	2421	訪問型独自サービス／221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき			
A2	2521	訪問型独自サービス／222		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	179			
A2	2631	訪問型独自サービス／223			(二)所要時間45分以上の場合	220	220			
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163	163			
A2	G221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211		高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき
A2	G230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割				日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	G222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212	(2)1週に2回程度の場合				23 単位減算	-23	1月につき	
A2	G223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割				日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	G224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213	(3)1週に2回を超える程度の場合				37 単位減算	-37	1月につき	
A2	G225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき	
A2	G226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	1回につき		
A2	G227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2			
A2	G228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2			
A2	G229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2			
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき	
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割				日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212			(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき	
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割				日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213			(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき	
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算／221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	1回につき		
A2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算／222		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2			
A2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算／223			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2			
A2	D229	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間／2		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2			
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき		
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2				(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1月1回程度		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

4 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1 月当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,788 単位	日割の場合	59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2			3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621 単位	日割の場合	119 単位	119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1 月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	※1 月の中で全部で8回まで	447 単位	447	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 月当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1 月当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1 月当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3			ロ 1 月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅠⅡ		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡ		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅠ	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅡ		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算			
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅠ	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000 加算			
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅡ		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 78/1000 加算			
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅢ		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 76/1000 加算			
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅣ		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000 加算			
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅤ		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算			
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅥ		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000 加算			
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅦ		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 58/1000 加算			
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅧ		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 68/1000 加算			
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅨ		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000 加算			
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅩ		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000 加算			
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅪ		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 53/1000 加算			
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅫ		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅬ		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 44/1000 加算			
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅭ		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 33/1000 加算			